

資料 4

平成24年3月21日

広島市議会議長
木 島 丘 様

提出者
広島市議会議員

中原洋美 村上厚子
近松里子

東日本大震災で発生したがれきの処理に関する決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

東日本大震災で発生したがれきの処理に関する決議案

東日本大震災により、膨大な災害がれきが発生した。災害がれきをできるだけ速やかに処理することは、被災地の復興にとって最重要課題であることは言うまでもない。そのために被災県以外の自治体も協力して「広域処理」を進めることが必要である。

しかし、がれきの「広域処理」が進まない最大の原因は、事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質が被災県以外の広範囲に拡散し、がれきに放射性物質が含まれていることにある。

放射性物質に汚染された廃棄物の処理責任は、第一義的に東京電力と政府にある。自治体や住民が安全性や環境の面で様々な懸念を抱くのは当然であり、そうした声に政府が誠実に応える必要がある。

そもそも放射性物質については、封じ込め、拡散させないことが原則であり、その観点から、東日本大震災前は、IAEAの国際的な基準に基づき、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超える場合は、特別な管理下に置かれ、低レベル放射性廃棄物処分場に封じ込めてきたのである。

ところが、政府は、従来の基準の80倍の8000ベクレルを、その十分な説明も根拠も示めさま、広域処理の基準にも転用している。この水準は国際的には低レベル放射性廃棄物として、厳格に管理されているものであり、この緩い基準をもつて一般廃棄物と同じにはならないのは当然である。

がれきの処理に当たって、焼却の際の排気によって放射性物質が拡散するのではないか、飛灰の処理をどうするのか、廃棄物や焼却灰の埋立処分場周辺の放射線量が高くなることや、雨水・地下水などで漏れ出さないかなどといった懸念や不安にきちんと応えなければならない。

よって、がれきの処理に関しては、下記の事項に十分留意して行うよう、強く求め る。

- 1 政府に対して、廃棄物の放射能基準を見直し、原発事故によって汚染された廃棄物の処理・処分については、全国の自治体に割り振り、押し付けるだけのやり方を改め、まず、国の責任において、最終処分・管理・汚染拡大の防止、処理の各段階での放射線レベルの測定と結果の公開、安全確保のルールづくり、受入自治体に対する財政面を含む全面支援を行うこと。
 - 2 広島市に対して、受入れを表明する際には、国の中記に挙げた基準と対策の抜本的な見直しを踏まえた上で、住民の納得と合意を得ること。
- 以上、決議する。

平成24年3月 日

広 島 市 議 会